ICカード乗車券取扱約款

第1章 総則

（この約款の目的）

第 1 条 この約款は、高松琴平電気鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「ICカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第 2 条 当社が発行するICカード乗車券（以下「IruCa乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。

2 この約款が改定された場合、以後のIruCa乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。

別に定めるものの主なものには、旅客営業規則（平成17年12月6日高松琴平電気鉄道株式会社 公告）があります。

（用語の意義）

第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

（1）「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。

（2）「SF（ストアードフェア）」とは、IruCa乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。

（3）「IruCa」とは、ストアードフェアカード（切符を購入するのではなく、改札機で直接運賃の支払を行うカード）の機能のみをもつICカード乗車券をいいます。

（4）「IruCa定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつICカード乗車券をいいます。

（5）「自動改札機」とは、IruCa乗車券の改札を行う改札機をいいます。

（6）「携帯端末」とは、IruCa乗車券に入金してSFの積み増し、IruCa乗車券の改札及び精算を行う機器をいいます。

（7）「チャージ」とは、IruCa乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。

（8）「デポジット」とは、返却することを条件にICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。

（IruCa乗車券の種類）

第 4 条 IruCa及びIruCa定期券の種類は別表1に定めるものとします。

（契約の成立時期及び適用規定）

第 5 条 IruCa乗車券による契約の成立時期は、IruCa乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札、若しくは携帯端末による改札を受けたときとします。

（約款等の変更）

第 6 条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

（旅客の同意）

第 7 条 旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

（利用エリア）

第 8 条 IruCa乗車券の利用エリアは当社線全線とします。

（使用方法）

第 9 条 IruCa乗車券を用いて乗車するときは、前条に定める利用エリア内の駅相互間を自動改札機による改札、若しくは携帯端末による改札を受けて入場し、同一のIruCa乗車券により自動改札機による改札、若しくは携帯端末による改札を受けて出場しなければなりません。

2 前項の定めにかかわらず、IruCa乗車券は、IruCa取扱い窓口または携帯端末で精算することができます。

（発売箇所）

第 10 条 IruCaの発売はIruCa取扱い窓口、IruCa定期券の発売はIruCa定期券取扱い窓口で行います。

2 当社の都合により、前項で定めた発売箇所以外で発売することがあります。

（制限事項等）

第 11 条 1回の乗車につき、2枚以上のIruCa乗車券を同時に使用することはできません。

2 入場時に使用したIruCa乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該IruCa乗車券で再び入場することはできません。

3 次の各号の1に該当する場合には、IruCa乗車券は直接自動改札機で使用することができません。

（1）入場時にSF残額がない（0円）とき（IruCa定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内から入場する場合を除きます。）

（2）出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき

（3）IruCa乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるIruCa乗車券の内容の読み取りが不能となったとき

4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。

5 Iruca取扱い窓口または携帯端末で精算する場合を除いて、他の乗車券と併用して使用することはできません。

6 偽造、変造又は不正に作成されたIruCa乗車券を使用することはできません。

（制限又は停止）

第 12 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

（1）発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止

（2）乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法の制限

2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

（ICカードの所有権）

第 13 条 IruCa乗車券に使用するICカードの所有権は当社に帰属します。

2 IruCa乗車券が不要となったとき及びそのIruCa乗車券の所持資格を失ったときは、ICカードを返却しなければなりません。

3 当社の都合により、予告なく貸与したICカードを交換することがあります。

（デポジット）

第 14 条 当社はIruCa乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。

2 前項にかかわらず、デポジットの額を変更することがあります。

3 IruCa乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、第 15 条、第 24 条、第 25 条、第 39 条又は第 40 条に定める場合を除き、当社は発売時に収受したデポジットと同額を返却します。

4 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

（IruCa乗車券の失効）

第15条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はIruCa乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合にはIruCa乗車券は失効します。

2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

（チャージ）

第 16 条 IruCa乗車券は、自動チャージ機、携帯端末、IruCa取扱い窓口でチャージすることができます。ただし、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」、「通勤IruCa定期券障害者」及び「通学IruCa定期券障害者」（以下「障害者用IruCa定期券」といいます。）、「通勤IruCa定期券こども」及び「通学IruCa定期券こども」（以下「こども用IruCa定期券」といいます。）にあっては自動チャージ機での取扱いをしません。

2 IruCa乗車券には、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSFの残額は20,000円を超えることはできません。

（SF残額の確認）

第 17 条 旅客は、IruCa乗車券のSF残額を自動チャージ機、携帯端末、IruCa取扱い窓口又は自動改札機で確認することができます。

（SF利用履歴の確認）

第 18 条 旅客はIruCa乗車券の利用履歴を自動チャージ機及びIruCa取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができます。

（1）利用履歴は、最近の利用履歴から60件までさかのぼって印字することができます。

（2）利用履歴の印字内容は、SFを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、残額とします。

（3）次の場合、利用履歴の確認はできません。

ア 出場処理がされていない利用履歴

イ 第 9 条の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ 26 週間を経過した利用履歴

第2章 IruCa

（IruCa所持資格）

第 19 条 IruCa各種カードの所持資格は別表3－1に定めるものとします。

2 「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」の購入に際して氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表5－1に定めるIruCa乗車券購入申込書、ゴールド IruCa については別表5－2に定めるゴールド IruCa 専用購入申込書に記載し、提出しなければなりません。

3 「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」は個人で複数枚を所持することはできません。

（発売額）

第 20 条 IruCaの発売額は2,000円（デポジット500円を含む。）です。

2 前項にかかわらず、発売額を変更して発売することがあります。

（更新期限）

第 21 条 「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」にはカード利用の更新期限があります。各種IruCaの更新期限は別表3－1に定めるものとし、「スクールIruCa」、「キッズIruCa」の更新はIruCa取扱い窓口において更新期限の 14 日前より受け付けます。「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「ゴールド IruCa」の更新はIruCa取扱い窓口において更新期限の 14 日前より受け付けます。「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「ゴールド IruCa」の更新手続きには学生証・公的証明書・身体障害者手帳等の提示による本人確認が必要となります。

2 更新手続きのためだけの乗車に限り、最寄りのIruCa取扱い窓口がある駅までの旅客運賃は無賃扱いとします。

（運賃の減額）

第 22 条 IruCaを第 9 条の規定により使用する場合、出場時にIruCaのSFから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、「グリーンIruCa」、「ゴールド IruCa」は片道普通旅客運賃の半額の運賃を、「キッズ IruCa」は小児片道普通旅客運賃を、その他のIruCaにあっては片道普通旅客運賃を出場時にSFから減額します。

（効力）

第 23 条 第 9 条の規定により使用する場合のIruCaの効力は、次の各号に定めるとおりとします。

（1）当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとします。また、「フリーIruCa」から入大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児が使用することができます。

（2）「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」は記名人のみが使用することができます。

（3）途中下車の取扱いはしません。

（4）入場後4、当日に限り有効とします。

（無効となる場合）

第 24 条 IruCaは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

（1）「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」を本人以外の者が使用した場合

（2）IruCaを所持する旅客が別表3－1で定める所持資格を失った後に当該IruCaを使用した場合

（3）旅行開始後のIruCaを他人から譲り受けて使用した場合

（4）その他不正乗車の手段として使用した場合

2 偽造、変造又は不正に作成されたIruCaを使用した場合は、前各項の規定を準用します。

（不正使用未遂の場合の取扱方）

第 25 条 偽造、変造又は不正に作成されたIruCaを使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

2 前項に規定するほか、IruCaを不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

（不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 26 条 第 24 条第1項の規定により、IruCaを無効として回収した場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

2 前項の規定により片道普通旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車がある場合で、接続列車に乗車したことが明らかなときは、接続列車の出発駅）から乗車したものとして計算します。

（紛失再発行）

第 27 条 IruCaを紛失した場合、旅客が別に定める申込書をIruCa取扱い窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したIruCaの使用停止措置を行い、その翌々日の窓口営業日から14日以内に再発行を行います。

（1）申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該IruCa記名人本人であることを証明できること。

（2）記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。

（3）再発行を行う前に、IruCaの処理を行う全ての機器に対して当該IruCaの使用停止措置が完了していること。

2 「フリーIruCa」であっても、前項（2）の情報を登録したカードについては再発行が可能です。

3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIruCa1枚につき紛失再発行の手数料100円とデポジット500円を現金で収受します。

4 当該IruCaの使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできません。

5 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したIruCaを発見した場合は、旅客は、これをIruCaの払いもどしを行う駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したIruCaとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

（当社の免責事項）

第 28 条 紛失したIruCaの使用停止措置が完了するまでの間に当該IruCaの払いもどしやSFの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

（障害再発行）

第29条 IruCaの破損等によってIruCaの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をIruCa取扱い窓口に提出したときは、当該IruCaのSF残額と同額のIruCaの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

（払いもどし）

第 30 条 旅客は、IruCaが不要となった場合は、これをIruCa取扱い窓口に差し出して、当該IruCaのSF残額の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該IruCaの記名人本人であることを証明したとき（無記名の「フリーIruCa」はこの限りでない）に限って払いもどしを行い、デポジットを返却します。この場合、手数料としてIruCa1枚につき100円を収受します。

2 前項にかかわらず、IruCaを所持する旅客が別表3－1で定める所持資格を失ったIruCa乗車券の払いもどしを請求する場合は、手数料を収受しません。

（同一駅で出場する場合の取扱方）

第 31 条 旅客は、IruCaで入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

2 旅客は、IruCaで入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。ただし、一定時間内であれば自動改札機により発駅情報を消去することができます。

（列車の運行不能の場合の取扱方）

第 32 条 自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

（1）発駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、発駅での出場時にはカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用します。

（2）発駅に至る途中駅までの無賃送還

この場合、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅においてIruCaのSF残額から減額します。

（3）不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から行き止まりの駅までの片道普通旅客運賃相当額を、旅行中止駅においてIruCaのSF残額から減額します。

2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

（回数割引）

第33条 第 22 条による減額を行う場合、「フリーIruCa」、「スクールIruCa」、「シニアIruCa」は、利用回数に応じた割引（以下「回数割引」といいます。）を適用した割引後の額を減額します。なお、回数割引の割引額は、片道普通旅客運賃に別表4で定める利用回数に応じた割引率を乗じ、計算で生じた10円未満の端数は切捨てます。ただし、切捨てることにより割引が生じない場合に限り切上げます。

2 回数割引の適用期間は、カード購入後の初回入場日を割引開始日とし、その日から1ヶ月後を割引終了日とします。さらに、割引終了日を過ぎた初回入場日を新たな割引開始日とし、その日から1ヶ月後を次の割引終了日とします。以降、この適用期間を繰り返します。

3 回数割引の割引率を求める利用回数は、割引を受けようとする乗車を含めて精算した利用回数です。なお、割引開始日から精算を開始し割引終了日を過ぎた時点でそれまで精算してきた利用回数は初期化されます。

4 前項にかかわらず、割引率を変更することがあります。

5 「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールド IruCa」には回数割引は適用されません。

（乗継割引）

第34条 「フリーIruCa」、「スクールIruCa」、「シニアIruCa」を使用して当社の電車とことでんバス株式会社等当社が定めるバス事業者（以下「バス事業者」といいます。）のバスを同日中に乗り継いだ場合、電車とバスを乗り継いだことによる割引（以下「乗継割引」といいます。）を適用した割引後の額を減額します。ただし、電車からバスに乗り継いで既にバス運賃で乗継割引の適用を受けた場合は、その後電車に乗り継いでも、連続して乗継割引の適用はありません。

2 乗継割引は、当社、バス事業者及び高松市補助金の合計100円を運賃から割引きます。

3 前項にかかわらず、割引額を変更することがあります。

4 「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールド IruCa」には乗継割引は適用されません。

第3章 IruCa定期券

（IruCa定期券所持資格）

第35条 IruCa定期券には、通勤定期券・通学定期券があります。IruCa定期券の所持資格は別表3－2に定めるものとします。

2 旅客は、IruCa定期券の購入に際して氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表5－1に定めるIruCa乗車券購入申込書に記載し、提出しなければなりません。また、障害者割引の適用条件は別表3－3に定めるものとします。

3 IruCa定期券の新規購入、継続購入は有効開始日の14日前からです。

4 IruCa定期券購入のためだけの乗車に限り、最寄りのIruCa定期券取扱い窓口がある駅までの旅客運賃は無賃扱いとします。

（運賃の減額等）

第 36 条 券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額を収受します。この場合、「こども用IruCa定期券」にあっては小児片道普通旅客運賃を、「障害者用IruCa定期券」にあっては片道普通旅客運賃の半額を、その他のIruCa定期券にあっては片道普通旅客運賃を収受します。

2 券面表示区間を挟んで、券面表示区間外の駅相互間を乗車するとき、前後の券面表示区間外乗車運賃の合計額よりも通し運賃が安価となる場合は、通し運賃を収受します。

3 券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、乗車区間の片道普通旅客運賃を収受します。この場合、「こども用IruCa定期券」にあっては小児片道普通旅客運賃を、「障害者用IruCa定期券」にあっては片道普通旅客運賃の半額を、その他のIruCa定期券にあっては片道普通旅客運賃を収受します。

4 前各項において、SF残高が減額しようとする運賃以上であるときは、SFから減額します。この場合、「こども用IruCa定期券」にあっては小児片道普通旅客運賃を、「障害者用IruCa定期券」にあっては片道普通旅客運賃の半額を、その他のIruCa定期券にあっては片道普通旅客運賃に第 33 条に規定する「フリーIruCa」の回数割引を適用した割引後の額を、出場時に減額します。

（再印字）

第 37 条 IruCa定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 券面表示事項が不明となったIruCa定期券は、これをIruCa定期券取扱い窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

（効力）

第 38 条 IruCa定期券は、記名人のみが使用することができます。

2 第 16 条の規定によりSFをチャージしたIruCa定期券にあっては、IruCa定期券の券面表示区間外又は券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第 22 条の規定を準用して乗車することができます。

（無効となる場合）

第 39 条 IruCa定期券は、次の各号の1に該当する場合、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

（1）記名人以外の者が使用した場合

（2）券面表示事項が不明となったIruCa定期券を使用した場合

（3）使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入したIruCa定期券を使用した場合

（4）券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

（5）IruCa定期券を所持する旅客が別表3－2で定める所持資格を失った後に当該IruCa定期券を使用した場合

（6）その他不正乗車の手段として使用した場合

2 偽造、変造又は不正に作成されたIruCa定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

（不正使用未遂の場合の取扱方）

第40条 偽造、変造又は不正に作成されたIruCa定期券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

2 前項に規定するほか、IruCa定期券を不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

（不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第41条 第 39 条第1項の規定により、IruCa定期券を無効として回収した場合は、第 26 条及び当社旅客営業規則第 105 条により定められた旅客運賃・増運賃を収受します。

（紛失再発行）

第 42 条 IruCa定期券の記名人が当該IruCa定期券を紛失した場合で、別に定める申込書をIruCa定期券取扱い窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したIruCa定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌々日の窓口営業日から14日以内に再発行を行います。

（1）申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該IruCa定期券の記名人本人であることを証明できること。

（2）記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。

（3）再発行を行う前に、IruCaの処理を行う全ての機器に対して当該IruCaの使用停止措置が完了していること。

2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIruCa定期券1枚につき紛失再発行の手数料100円とデポジット500円を現金で収受します。

3 当該IruCa定期券の使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできません。

4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したIruCa定期券を発見した場合は、旅客は、これをIruCa定期券取扱い窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したIruCa定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

（当社の免責事項）

第 43 条 紛失したIruCa定期券の使用停止措置が完了するまでの間に、当該IruCa定期券の払いもどしやSFの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

（障害再発行）

第 44 条 IruCa定期券の破損等によってIruCa定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をIruCa定期券取扱い窓口に提出したときは、当該IruCa定期券（SF残高がある場合は当該SFを含みます。）の再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

（払いもどし）

第 45 条 旅客は、IruCa定期券が不要となった場合は、これをIruCa定期券取扱い窓口に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該IruCa定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。

（1）券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額を払いもどします。

（2）券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びSFの残額を払いもどします。

（3）券面表示の有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合はSF残額を払いもどします。

（4）前各号により取り扱う場合は、手数料としてIruCa定期券1枚につき100円を収受します。

（5）前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。

2 SFのみの払いもどしを請求することはできません。

3 前項にかかわらずIruCa定期券を所持する旅客が別表3－2に定める所持資格を失ったことにより当該IruCa定期券の払いもどしを請求する場合はSFのみの払いもどしを行ないます。この場合、手数料は収受しません。

（同一駅で出場する場合の取扱方）

第 46 条 旅客は、IruCa定期券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間（券面表示の有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。）の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

2 旅客は、IruCa定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、発駅情報の消去処理を受けなければなりません。ただし、一定時間内であれば出場用の自動改札機により発駅情報を消去することができます。

（列車の運行不能の場合の取扱方）

第 47 条 券面表示が有効期間内のIruCa定期券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客営業規則第122条に定める定期乗車券の取扱い、によるほか、SFをチャージしたIruCa定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面表示の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第 32 条の規定に準じて取り扱います。

2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

第4章 ICカード乗車券の他社利用

（他社でのIruCa乗車券による乗車の取扱方）

第48条 第8条の規定にかかわらず、当社以外でIruCa乗車券が利用できる施設（以下、「他の施設」といいます。）において、IruCa乗車券による乗車の取扱いを行います。

2 IruCa乗車券が利用できる他の施設は次のとおりです。

・ことでんバス株式会社の定めるバス路線内

・小豆島オリーブバス株式会社の定めるバス路線内

・大川自動車株式会社の定めるバス路線内

・高松市が定めるコミュニティ・バス及び乗合タクシー路線内

（他の施設における取扱範囲等）

第 49 条 他の施設におけるIruCa乗車券による取扱いについては、当該施設の定めるところによります。

第5章 IruCa提携カード

（IruCa提携カードの取扱い）

第 50 条 企業・学校など他の団体と提携して発行するIruCa提携カードの取扱いについては、当該団体との間で定めるところによります。

第6章 他社が発行したICカード乗車券

（他社が発行したICカード乗車券による乗車等の取扱い）

第 51 条 他社が発行したICカード乗車券のうち、当社で利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

2 他社が発行したICカード乗車券のうち、当社線で利用が可能なICカード乗車券は次のとおりとします。ただし、各社が発行する特定割引（小人割引を除く）が設定されているカードは使用できないものとします。

（1） Kitaca （北海道旅客鉄道株式会社発行）

（2） PASMO （株式会社パスモ発行）

（3） Suica （東日本旅客鉄道株式会社発行）

（4） モルーレル Suica （東京モノレール株式会社発行）

（5） りんかい Suica （東京臨海高速鉄道株式会社発行）

（6） manaca/マナカ （株式会社エムアイシー/株式会社名古屋交通開発機構発行）

（7） TOICA （東海旅客鉄道株式会社発行）

（8） PiTaPa （株式会社スルッとKANSAI 発行）

（9） ICOCA （西日本旅客鉄道株式会社発行）

（10） はやかけん （福岡市交通局発行）

（11） nimoca （株式会社ニモカ発行）

（12） SUGOCA （九州旅客鉄道株式会社発行）

3 前項に定めるICカード乗車券で当社線において乗車の取扱いをする場合は、第5条から第9条まで、第11条、第12条、第22条から第26条まで、第31条、第32条の規定を準用します。この場合、他社が発行したICカードを媒体としたストアードフェアカードについては「IruCa」の規定を準用するものとします。

4 他社が発行したICカード乗車券に対するIruCa ポイントサービスの取扱い、他社ICカード乗車券の発売、券面表示事項の再印字、個人情報の書換え、紛失再発行、障害再発行、交換、移し替え、払いもどしを行いません。

（他社が発行したICカード乗車券の使用方法）

第52条 他社が発行したICカード乗車券を用いて乗車するときは、第8条に定める利用エリア内の駅相互間を自動改札機による改札を受けて入場し、同一のICカード乗車券で自動改札機による改札を受けて出場しなければなりません。

2 前項の定めにかかわらず、他社が発行したICカード乗車券は、IruCa取扱い窓口で精算することができます。

（他社が発行したICカード乗車券の所有権）

第 53 条 他社が発行したICカード乗車券の所有権は、発行者局の約款および取扱い規則によります。

（他社が発行したICカード乗車券のチャージ）

第 54 条 他社が発行したICカード乗車券は、IruCa 取扱い窓口でチャージすることができます。

2 他社が発行したICカード乗車券のチャージ限度額については、発行者局の約款および取扱い規則によります。

（他社が発行したICカード乗車券のSF残額の確認）

第55条 旅客は、他社が発行したICカード乗車券のSF残額を携帯端末、IruCa取扱い窓口又は自動改札機で確認することができます。

（SF利用履歴の確認）

第56条 旅客は他社が発行したICカード乗車券の利用履歴をIruCa取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができます。

（1）利用履歴は、最新26週間の利用履歴から20件までさかのぼって印字することができます。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

（2）利用履歴の印字内容は、SFを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、残額とします。ただし、当社内の利用履歴以外について表示できないものがあります。

（3）次の場合、利用履歴の確認はできません。

ア 出場処理がされていない利用履歴

イ 第 52 条の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ 26 週間を経過した利用履歴

附則 この公告は、平成16年11月24日から施行します。

一部改定 平成21年3月31日

一部改定 平成23年1月11日

一部改定 平成24年4月1日

一部改定 平成26年10月1日

一部改定 平成29年10月1日

一部改定 平成30年3月3日

【IruCa取扱い窓口のある駅】

琴平線 高松築港・片原町・瓦町・栗林公園・太田・仏生山・一宮・滝宮・琴電琴平

長尾線 高田・長尾

志度線 今橋・八栗・琴電志度

【IruCa定期券取扱い窓口のある駅】

琴平線 高松築港・片原町・瓦町・栗林公園・太田・仏生山・一宮・琴電琴平

長尾線 高田

志度線 八栗

別表1（第4条）IruCa 乗車券の種類

種類			対象
IruCa		フリーIruCa	一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。
		スクール IruCa	学生の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。
		シニア IruCa	高齢者の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。
		グリーン IruCa	障害者の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。
		キッズ IruCa	小児の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。
		ゴールド IruCa	高松市または綾川町在住で満 70 歳以上の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。
IruCa 定期券	通勤 IruCa 定期券	大人	一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ定期券をいいます。
		こども	小児の方を対象としたストアードフェアカード（キッズIruCa）の機能をもつ定期券をいいます。
		障害者	障害者の方を対象としたストアードフェアカード（グリーンIruCa）の機能をもつ定期券をいいます。
	通学 IruCa 定期券	大人	通学を目的とする一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ定期券をいいます。
		こども	通学を目的とする小児の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ定期券をいいます。
		障害者	通学を目的とする障害者の方を対象としたストアードフェアカード（キッズIruCa）の機能をもつ定期券をいいます。

別表2（第16条）チャージ額

取扱い機器	1回あたりのチャージ取扱金額
IruCa 乗車券発売窓口	2 万円以下の 1,000 円単位の任意の額
自動チャージ機	1,000 円・2,000 円・5,000 円・10,000 円
携帯端末	500 円・1,000 円・2,000 円・3,000 円・5,000 円・10,000 円

別表3－1（第19条）IruCa の所持資格

発売券種	所持資格	更新期限
フリーIruCa	なし	なし
スクール IruCa	学校教育法第 1 条に規定された学校及び同法 82 条・83 条に規定されかつ当社が指定した学校の生徒の方が所持できます。	毎年 3 月 31 日
シニア IruCa	カード発売時に満 65 歳以上の方が所持できます。	誕生日
グリーン IruCa	1）身体障害者手帳・療育手帳・被爆者手帳の交付を受けた方が所持できます。 2）第 1 種身体障害者手帳・第 1 種療育手帳の交付を受けた方が介護者と同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。 3）12 歳未満の第2種身体障害者手帳・第 2 種療育手帳の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。	発売日（更新日）から 6 ヶ月
キッズ IruCa	6 歳以上 12 歳未満の方が所持できます。（13 歳未満の小学校の児童を含む。）	毎年 3 月 31 日
ゴールド IruCa	高松市または綾川町在住で満 70 歳以上の方が所持できます。	発売日（更新日）から 6 ヶ月

別表3－2（第35条）IruCa定期券の所持資格

発売券種		所持資格
通勤 IruCa 定期券	大人	なし
	こども	6 歳以上 12 歳未満（13 歳未満の小学校の児童を含む。）の方が所持できます。
	障害者	1）第 1 種身体障害者手帳・第 1 種療育手帳の交付を受けた方が介護者と同一の期間・区間を同乗される場合、身体障害者とその介護者の方が所持できます。 2）12 歳未満の第2種身体障害者手帳・第 2 種療育手帳の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。
通学 IruCa 定期券	大人	学校教育法第 1 条に規定された学校及び同法 82 条・83 条に規定されかつ当社が指定した学校の生徒であって、通学証明書を提出された方が所持できます。
	こども	通学 IruCa 定期券大人の発売条件に該当し、かつ 6 歳以上 12 歳未満（13 歳未満の小学校の児童を含む）の方が所持できます。
	障害者	通学IruCa 定期券大人の発売条件に該当し、かつ第 1 種身体障害者手帳若しくは第 1 種療育手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される場合の身体障害者の方が所持できます。

項 目	第1種 身体障害者 第1種 知的障害者		第2種 身体障害者 第2種 知的障害者		被爆者 本 人
	障害者と介護者が利用	障害者のみ単独の利用	12 歳未満の障害者と介護者が利用	障害者のみ単独の利用	
通勤 IruCa 定期券	●	×	●	×	×
通学 IruCa 定期券	●	×	●	×	×

●印 障害者割引が適用 ×印 障害者割引は非適用

（注） 1）障害者割引の定期券は障害者本人と介護者がともに乗車する場合にのみ発売します。障害者が単独で乗車する場合は発売できません。2）介護者には通勤IruCa定期券（障害者割引適用）を発売します。

別表3－3 障害者等の割引適用条件一覧

券種	適用者	割引率
通勤IruCa定期券	障害者本人・介護者	通勤定期券の半額 ※
通学IruCa定期券	障害者本人	通学定期券の半額 ※

※但し、こども用IruCa定期券については小児旅客運賃から更なる割引はしません。

別表4（第33条）回数割引の割引率一覧表

利用回数／月間	1回～10回	11回～30回	31回～40回	41回～50回	51回以上
フリーIruCa	5%割引	10%割引	20%割引	25%割引	30%割引
スクールIruCa	5%割引	15%割引	25%割引	30%割引	35%割引
シニアIruCa	5%割引	20%割引	30%割引	35%割引	40%割引

別表5－1（第19条・第35条） IruCa 乗車券 購入申込書の様式

別表5－2（第19条） ゴールドIruCa 専用購入申込書の様式

IruCa乗車券 購入申込書

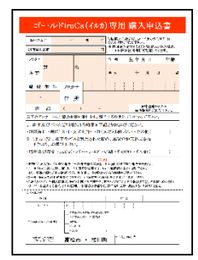
ゴールドIruCa（イルカ）専用 購入申込書

ICカード乗車券取扱約款（ことでんバス編）

第1章 総則

（この約款の目的）

第1条　この約款は、ことでんバス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICカードを媒体とした乗車券及びストアードフェアカード（以下「ICカード乗車券」といいます。）による当社路線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

　第2条　高松琴平電気鉄道株式会社が発行するICカード乗車券（以下「IruCa乗車券」といいます。）による当社路線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。

2　この約款が改定された場合、以後のIruCa乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによります。

3　この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。

　別に定めるものの主なものには、一般乗合旅客自動車運送事業の標準運送約款（昭和62年4月1日実施）があります。

（用語の意義）

第3条　この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

（1）「当社路線」とは、当社の経営する全路線をいいます。

（2）「SF（ストアードフェア）」とは、IruCa乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。

（3）「IruCa」とは、ストアードフェアカード（切符を購入するのではなく、リーダーライターで直接運賃の支払を行うカード）の機能のみをもつICカード乗車券をいいます。

（4）「IruCa定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、高松琴平電気鉄道株式会社が運行する電車の定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつICカード乗車券をいい、当社ではSF部分のみ利用できます。

（5）「リーダーライター（R/W）」とは、バス車内に設置した装置で、乗車処理をするため乗車口に設置したもの（以下「乗車 R/W」といいます）と降車処理をするため降車口の運賃箱に組み込まれて設置したもの（以下「降車 R/W」）があります。

（6）「チャージ」とは、IruCa乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。

（7）「デポジット」とは、返却することを条件にICカード乗車券の利用権の代価として収受するものをいいます。

（IruCa乗車券の種類）

第4条　当社で利用できるIruCa乗車券の種類は別表1に定めるものとします。

（契約の成立時期及び適用規定）

第5条　IruCa乗車券による契約の成立時期は、IruCa乗車券を購入したときとします。

2　個別の運送契約の成立時期は、バス車内の乗車 R/W で乗車処理をしたときとします。

（約款等の変更）

第6条　この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

（旅客の同意）

第7条　旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

（利用エリア）

第8条　IruCa乗車券の利用エリアは当社全路線とします。

（使用方法）

第9条　IruCa乗車券を用いて乗車するときは乗車R/Wで乗車処理を行い、降車するときは降車R/Wで降車処理を行わなければなりません。

（発売箇所）

第 10 条　IruCaの発売はIruCa取扱い窓口で行います。

2　当社の都合により、前項で定めた発売箇所以外で発売することがあります。

（制限事項等）

第11条　1 回の乗車につき、2 枚以上のIruCa乗車券を同時に使用することはできません。

2　乗車時に使用したIruCa乗車券を降車時に使用しなかった場合は、当該IruCa乗車券で再び乗車することはできません。

3　次の各号の1に該当する場合には、IruCa乗車券は直接リーダーライターで使用することができません。

（1）乗車時にSF残額がない（0 円）とき

（2）降車時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき

（3）IruCa乗車券の破損、リーダーライターの故障等によりIruCa乗車券の内容の読み取りが不能となったとき

4　偽造、変造又は不正に作成されたIruCa乗車券を使用することはできません。

（制限又は停止）

第 12 条　旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

（1）発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止

（2）乗車区間・乗車経路・乗車方法・降車方法の制限

2　前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係施設等に掲示します。

3　本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

（ICカードの所有権）

第13条　IruCa乗車券に使用するICカードの所有権は発行元である高松琴平電気鉄道株式会社に帰属します。

2　IruCa乗車券が不要となったとき及びそのIruCa乗車券を使用する資格を失ったときは、ICカードを返却しなければなりません。

3　高松琴平電気鉄道株式会社の都合により、予告なく貸与したICカードを交換することがあります。

（デポジット）

第 14 条　当社はIruCa乗車券を発売するにあたり、高松琴平電気鉄道株式会社が所有するICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき 500 円を収受します。

2　前項にかかわらず、デポジットの額を変更することがあります。

3　IruCa乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、第 15 条、第 24 条、第 25 条に定める場合を除き、当社は発売時に収受したデポジットを返却します。

4　デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

（IruCa乗車券の失効）

第15条　カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はIruCa乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合にはIruCa乗車券は失効します。

2　前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

（チャージ）

第16条　旅客はIruCa乗車券に、降車R/W、IruCa 取扱い窓口でチャージすることができます。ただし、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」にあっては降車R/Wでの取扱いをしません。

2　IruCa乗車券には、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSF残額は 20,000 円を超えることはできません。

（SF残額の確認）

第 17 条　旅客はIruCa乗車券のSF残額をリーダーライター又はIruCa取扱い窓口で確認することができます。

（SF利用履歴の確認）

第 18 条　旅客はIruCa乗車券の利用履歴をIruCa取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができます。

（1）利用履歴は、最近の利用履歴から 60 件までさかのぼって印字することができます。

（2）利用履歴の印字内容は、SFを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、残額とします。

（3）次の場合、利用履歴の確認はできません。

ア　降車処理がされていない利用履歴

イ　第 9 条の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの履歴

ウ　26 週間を経過した利用履歴

第2章 IruCa（IruCa定期券のSF部分を含む）

（IruCa所持資格）

第19条　IruCa各種カードの所持資格は別表3に定めるものとします。

2　「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」の購入に際して氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表6に定めるIruCa購入申込書（ゴールドIruCa については、別表5に定める専用購入申込書）に記載し、提出しなければなりません。

3　「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」は個人で複数枚を購入することはできません。

（発売額）

第 20 条　IruCaの発売額は 2,000 円（デポジット 500 円を含む）です。

2　前項にかかわらず、発売額を変更して発売することがあります。

（更新期限）

第 21 条　「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」はIruCaの更新期限があります。各種IruCaの更新期限は別表4に定めるものとし、「スクールIruCa」、「キッズIruCa」、の更新はIruCa取扱い窓口において更新期限の 14 日前より受け付けます。「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「ゴールドIruCa」の更新はIruCa取扱い窓口において随時受け付けます。「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「ゴールドIruCa」の更新手続きには学生証、公的証明書、身体障害者手帳等の提示による本人確認が必要となります。

（運賃の減額）

第 22 条　IruCaを第9条の規定により使用する場合、降車時にIruCaのSFから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、「グリーンIruCa」、「ゴールドIruCa」は片道普通旅客運賃の半額の運賃を「キッズIruCa」は小児片道普通旅客運賃を、その他のIruCaにあっては片道普通旅客運賃を出場時にSFから減額します。

（効力）

第 23 条　第9条の規定により使用する場合のIruCaの効力は、次の各号に定めるとおりとします。

（1）当該乗車区間において片道1回の乗車に限り有効なものとします。また、「フリーIruCa」から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児が使用することができます。

（2）「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」は記名人のみが使用することができます。

（3）途中下車の取扱いはしません。

（4）乗車後は、当日に限り有効とします。

（無効となる場合）

第 24 条　IruCaは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

（1）「スクールIruCa」「シニアIruCa」「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」を本人以外の者が使用した場合

（2）IruCaを所持する旅客が第 19 条で定める所持資格を失った後に当該IruCaを使用した場合

（3）旅行開始後のIruCaを他人から譲り受けて使用した場合

（4）その他不正乗車の手段として使用した場合

2　偽造、変造又は不正に作成されたIruCaを使用した場合は、前各項の規定を準用します。

（不正使用未遂の場合の取扱方）

第 25 条　偽造、変造又は不正に作成されたIruCaを使用しようした場合は、これを無効として回収します。

2　前項に規定するほか、IruCaを不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

3　前各号により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

（不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等）

第 26 条　第 24 条第1項の規定により、IruCaを無効として回収した場合は、旅客の乗車停留所からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

2　前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車停留所が判明しない場合は、そのバスの始発地から乗車したものとして計算します。

（紛失再発行）

第 27 条　IruCaを紛失した場合で、別に定める申込書をIruCa取扱い窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したIruCaの使用停止措置を行い、その翌々日の窓口営業日から 14 日以内に再発行を行います。

（1）申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該IruCa記名人本人であることを証明できること。

（2）記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。

（3）再発行を行う前に、IruCaの処理を行う全ての機器に対して当該IruCaの使用停止措置が完了していること。

2　「フリーIruCa」であっても、前項(2)の情報を登録したIruCaについては、再発行が可能です。

3　前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIruCa1 枚につき紛失再発行手数料 100 円とデポジット 500 円を現金で収受します。

4　当該IruCaの使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできません。

5　第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したIruCaを発見した場合は、旅客は、これをIruCa取扱い窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したIruCaとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いをおこないます。

（当社の免責事項）

第 28 条　紛失したIruCaの使用停止措置が完了するまでの間に当該IruCaの払いもどしや SF の使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

（障害再発行）

第29条　IruCaの破損等によってIruCaの処理を行う機器での取扱い不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をIruCa取扱い窓口に提出したときは、当該IruCaのSF残額と同額のIruCaの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

（払いもどし）

第 30 条　旅客は、IruCaが不要となった場合は、これをIruCa取扱い窓口に差し出して、当該IruCaのSF残額の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該IruCaの記名人本人であることを証明したとき（無記名の「フリーIruCa」はこの限りでない）に限って払いもどしを行い、デポジットを返却します。この場合、手数料としてIruCa1 枚につき 100 円を申し受けます。

2　前条にかかわらず、IruCaを所持する旅客が別表4で定める所持資格を失ったIruCaの払いもどしをする場合は、手数料を収受しません。

（回数割引）

第 31 条　第 22 条による減額を行う場合、「フリーIruCa」、「スクールIruCa」、「シニアIruCa」は、利用回数に応じた割引（以下「回数割引」といいます。）を適用した割引後の額を減額します。なお、回数割引の割引額は、片道普通旅客運賃に別表 5 に定める利用回数に応じた割引率を乗じ、計算で生じた 10 円未満の端数は切捨てます。ただし、切捨てることにより割引が生じない場合に限り切上げます。この場合、高松琴平電気鉄道株式会社が発行する、子供用・障害者用以外のIruCa 定期券のSF は、「フリーIruCa」の割引率とします。

2　回数割引の適用期間は、カード購入後の初回乗車日を割引開始日とし、その日から1ヶ月後を割引終了日とします。更に、割引終了日を過ぎた初回乗車日を新たな割引開始日とし、その日から1ヶ月後を次の割引終了日とします。以後、この適用期間を繰り返します。

3　回数割引の割引率を求める利用回数は、割引を受けようとする乗車を含めて積算した利用回数です。なお、割引開始日から積算を開始し割引終了日を過ぎた時点でそれまで積算してきた利用回数は初期化されます。

4　前項にかかわらず、割引率を変更することがあります。

5　「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」には回数割引は適用されません。

（乗継割引）

第32条　「フリーIruCa」、「スクールIruCa」、「シニアIruCa」を使用して高松琴平電気鉄道株式会社の電車からバスを同日中に乗り継いだ場合、電車とバスを乗り継いだことによる割引（以下「乗継割引」といいます。）を適用した割引後の額を減額します。ただし、バスから電車に乗り継いでも既に電車運賃で乗継割引の適用を受けた場合は、その後バスに乗り継いでも、連続して乗継割引の適用はありません。

2　前項にかかわらず、高松琴平電気鉄道株式会社が発行するIruCa定期券の券面表示が定期有効期間内で「通勤IruCa定期券（大人）」、「通学IruCa定期券（大人）」のSF を利用して当社路線を利用した場合、乗継したものとみなし、バス運賃より割引します。

3　乗継割引は、当社と高松琴平電気鉄道株式会社及び高松市補助金の合計100円を運賃から割引きます。

4　前項にかかわらず、割引額を変更することがあります。

5　「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」には乗継割引は適用されません。

第3章 ICカード乗車券の他社利用

（他社でのIruCa乗車券による乗車の取扱方）

第 33 条　第3条の規定にかかわらず、当社以外でIruCa乗車券が利用できる施設（以下、「他の施設」といいます。）において、IruCa乗車券による取扱いを行います。

2　IruCa乗車券が利用できる他の施設は次のとおりです。

　高松琴平電気鉄道株式会社の定める区間

　小豆島オリーブバス株式会社の定めるバス路線内

　大川自動車株式会社の定めるバス路線内

　高松市が定めるコミュニティバス及び乗合タクシー路線内

（他の施設における取扱い範囲等）

第 34 条　他の施設におけるIruCa乗車券による取扱いについては、当該施設の定めるところによります。

第4章 IruCa提携カード

（IruCa提携カードの取扱い）

第35条　企業・学校など他の団体と提携して発行するIruCa提携カードの取扱いについては、当該団体と高松琴平電気鉄道株式会社との間で定めるところによります。

第5章 他社が発行した IC カード乗車券

（他社が発行した IC カード乗車券による乗車等の取扱い）

第 35 条　他社が発行した IC カード乗車券のうち、当社で利用が可能なものについては、当社全路線内において乗車等の取扱いを行います。

2　他社が発行した IC カード乗車券のうち、当社全路線で利用が可能な IC カード乗車券は次のとおりとします。

ただし、各社が発行する特定割引（小人割引を除く）が設定されているカードは使用できないものとします。

（1）　Kitaca（北海道旅客鉄道株式会社発行）

（2）　PASMO（株式会社パスモ発行）

（3）　Suica（東日本旅客鉄道株式会社発行）

（4）　モノレール Suica（東京モノレール株式会社発行）

（5）　りんかい Suica（東京臨海高速鉄道株式会社発行）

（6）　manaca／マナカ（株式会社エムアイシー／株式会社名古屋交通開発機構発行）

（7）　TOICA（東海旅客鉄道株式会社発行）

（8）　PiTaPa（株式会社スルッとKANSAI 発行）

（9）　ICOCA（西日本旅客鉄道株式会社発行）

（10）　はやかけん（福岡市交通局発行）

（11）　nimoca（株式会社ニモカ発行）

（12）　SUGOCA（九州旅客鉄道株式会社発行）

3　前項に定める IC カード乗車券で当社全路線において乗車等の取扱いをする場合は、第 5 条から第 8 条まで、第 11 条、第 12 条、第 22 条から第 26 条までの規定を準用します。この場合、他社が発行した IC カードを媒体としたストアードフェアカードについては「IruCa」の規定を準用するものとします。

4　他社が発行した IC カード乗車券に対する IruCa ポイントサービスの取扱い、他社 IC カード乗車券の発売、券面表示事項の再印字、個人情報の書換え、紛失再発行、障害再発行、交換、移し替え、払いもどしを行いません。

（他社が発行した IC カード乗車券の使用方法）

第 37 条　他社が発行した IC カード乗車券を用いて乗車するときは、乗車 R／W で乗車処理を行い、降車するときは降車 R／W で降車処理を行わなければなりません。

（他社が発行した IC カード乗車券の所有権）

第 38 条　他社が発行した IC カード乗車券の所有権は、発行社局の約款および取扱い規則によります。

（他社が発行した IC カード乗車券のチャージ）

第 39 条　他社が発行した IC カード乗車券は、降車 R／W、IruCa 取扱い窓口でチャージすることができます。

2　他社が発行した IC カード乗車券のチャージ限度額については、発行社局の約款および取扱い規則によります。

（他社が発行した IC カード乗車券のSF残額の確認）

第 40 条　旅客は、他社が発行した IC カード乗車券のSF残額をリーダーライター又は IruCa 取扱い窓口で確認することができます。

（SF利用履歴の確認）

第41条　旅客は他社が発行した IC カード乗車券の利用履歴をIruCa取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができます。

（1）利用履歴は、最新26週間の利用履歴から 20 件までさかのぼって印字することができます。ただし、当社内の利用履歴以外について印字できないものがあります。

（2）利用履歴の印字内容は、SFを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、残額とします。ただし、当社内の利用履歴以外について表示できないものがあります。

（3）次の場合、利用履歴の確認はできません。

ア　降車処理がされていない利用履歴

イ　26 週間を経過した利用履歴

附　則　この約款は、平成 16 年 12 月 24 日から施行します。

　一部改正　平成 21 年 3 月 31 日

　一部改正　平成 23 年 1 月 11 日

　一部改正　平成 24 年 4 月 1 日

　一部改正　平成 26 年 10 月 1 日

　一部改正　平成 29 年 10 月 1 日

　一部改正　平成 31 年 3 月 2 日

【IruCa取扱い窓口】

　高松駅バス定期券発売所

　瓦町バス定期券発売所

　朝日町本社営業所

　バス車内（無記名フリーIruCa乗車券のみ発売）

別表1（第4条）IruCa乗車券の種類

種類		対象
IruCa	フリーIruCa	一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券をいいます。
	スクールIruCa	学生の方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券をいいます。
	シニアIruCa	高齢者の方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券をいいます。
	グリーンIruCa	障害者の方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券をいいます。
	キッズIruCa	こどもの方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券をいいます。
	ゴールドIruCa	高松市または綾川町在住で満70歳以上の方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券をいいます。
※IruCa定期券 通勤IruCa定期券	大人	一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ定期券をいいます。
	こども	小児の方を対象としたストアードフェアカード（キッズIruCa）の機能をもつ定期券をいいます。
	障害者	障害者の方を対象としたストアードフェアカード（グリーンIruCa）の機能をもつ定期券をいいます。
※IruCa定期券 通学IruCa定期券	大人	通学を目的とする一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ定期券をいいます。
	こども	通学を目的とする小児の方を対象としたストアードフェアカード（キッズIruCa）の機能をもつ定期券をいいます。
	障害者	通学を目的とする障害者の方を対象としたストアードフェアカード（グリーンIruCa）の機能をもつ定期券をいいます。

※当社においては、IruCa定期券のSF部分のみが利用できます。

別表2（第16条）チャージ額

取扱い窓口	1回当たりの積み増し取り扱い金額				
高松駅バス案内所	2万円以下の1，000円単位の任意の額				
瓦町バス案内所					
朝日町本社営業所					
バス車内	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円

別表3（第19条）IruCaの所持資格

種別	所持資格	更新期限
フリーIruCa	なし	なし
スクールIruCa	学校教育法第1条に規定された学校及び同法82条・83条規定されかつ当社が指定した学校の生徒の方が所持できます。	毎年3月31日
シニアIruCa	カード発売時に満65歳以上の方が所持できます。	誕生日
グリーンIruCa	1)身体障害者手帳・療育手帳・被爆者手帳の交付を受けた方が所持できます。 2)第1種身体障害者手帳・第1種療育手帳の交付を受けた方が介護者と同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。 3)12歳未満の第2種身体障害者手帳・第2種療育手帳の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。	発売日（更新日）から6ヶ月
キッズIruCa	6歳以上12歳未満の方が所持できます。 （13歳未満の小学校の児童を含む）	毎年3月31日
ゴールドIruCa	高松市または綾川町在住で満70歳以上の方が所持できます。	発売日（更新日）から6ヶ月

別表4（第22条）回数割引の割引率一覧表

利用回数	1回～10回	11回～20回	21回～30回	31回～40回	41回～50回	51回～60回
フリーIruCa	10%割引	15%割引	15%割引	20%割引	30%割引	40%割引
スクールIruCa	15%割引	25%割引	25%割引	30%割引	40%割引	50%割引
シニアIruCa	15%割引	30%割引	30%割引	35%割引	45%割引	55%割引
グリーンIruCa	普通旅客運賃の半額					
キッズIruCa						
ゴールドIruCa						

別表5（第19条）IruCa 乗車券　購入申込書の様式

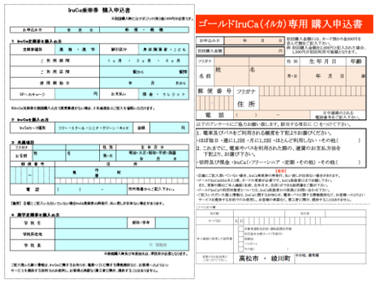

IruCa電子マネー取扱約款

（この約款の目的）

第1条　この約款は、高松琴平電気鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、IruCa電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービス内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

（適用範囲）

第2条　加盟店での商品購入等の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

2　IC カード等による旅客の運送等については、「高松琴平電気鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱約款（平成16年11月24日公告）」（以下「IC カード乗車券取扱約款」といいます。）その他の利用できる施設が別に定めるものによります。

（用語の意義）

第3条　この約款における主な用語の定義は、次の各号に定めがない場合、IC カード乗車券取扱約款に定めるとおりとします。

（1）「IruCa電子マネー」とは、発行者が発行した、IC カード等に記録された金銭的価値をいいます。

（2）「IC カード等」とは、利用者がIruCa電子マネーを保管・利用するための、IC チップを内蔵するIruCa」、「IruCa定期券（ストアードフェアカードの機能をもつものに限ります。）」等の記録媒体をいいます。

（3）「発行者」とは、当社又は、当社との提携により IC カード等を発行する会社もしくは組織をいいます。

（4）「利用者」とは、IruCa電子マネー取扱約款に同意し、IruCa電子マネーを利用される方をいいます。

（5）「チャージ」とは、当社が定める方法で IC カード等にIruCa電子マネーを積み増しすることをいいます。

（6）「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、IruCa電子マネーの読取り、引去り及び当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダ・ライタ）をいいます。

（7）「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、IC カード等に記録されている一定額のIruCa電子マネーを引き去り、発行者の電子計算機、IC カード等又は加盟店の端末に同額のIruCa電子マネーが積み増しされることをいいます。

（8）「加盟店」とは、当社とIruCa電子マネー利用加盟店契約を締結し、IruCa電子マネーの利用により、利用者に物品、サービス、権利、ソフトウエア等の商品等（以下、「商品等」といいます。）を提供するものをいいます。当社が、IruCa電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなします。

（9）「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、商品等を購入し、金銭等に換えてIruCa電子マネーを加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。

（10）「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社のために管理する端末をいいます。

（加盟店でのIruCa電子マネーの利用）

第4条　利用者は、別表第1号のIruCa電子マネーのサービスマークを掲示した加盟店で、IruCa電子マネーを利用して商品等を購入することができるものとします。

2　前項の定めにかかわらず、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上のIC カード等を同時に利用することはできません。

3　第1項の場合、利用者のIC カード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当するIruCa電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。

4　商品等の代金額及びIruCa電子マネー残額は、IruCa電子マネーの移転が完了した時点で、加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示額及びIruCa電子マネー残額表示金額に誤りのないことを確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。

5　当社及び発行者は、利用者が加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。

（前条のご利用後に生じた事由）

第5条　前条のIruCa電子マネーの移転がなされた後、利用者と加盟店との間でIruCa電子マネー移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該IruCa電子マネーの返還はできません。

（IruCa電子マネーが利用できない場合）

第6条　利用者には、以下の各号に定める場合においては、第4条に基づくご利用ができないことをあらかじめご承認いただきます。

（1）利用者の IC カード等に記録保存されていたIruCa電子マネーが、変造又は不正に作成されたものであるとき。

（2）システムの通信時、又はシステムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。

（3）システムの障害時、IC カード等もしくは端末の破損又は電磁的影響その他事由によるIruCa電子マネーの破損もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。

（4）IC カード等が不正乗車の手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、IC カード乗車券取扱約款に定めるものに従って、無効となり回収された場合。

（5）IruCa電子マネーの利用又はIruCa電子マネーのチャージのいずれかの取扱い（IC カード乗車券取扱約款に定める自動改札機での入場又は出場、SF の使用、SF のチャージ又はIruCa乗車券の更新、カード交換を含みます。）を行った日の翌日を起算として、10 年間これらの取扱いが行われなかった場合。

（6）その他やむを得ない事由のある場合。

（取扱対象外商品等）

第7条　有価証券及び金券等のほか、当社が別途定める商品等については、IruCa電子マネー取引はできません。

（責任制限）

第8条　IruCa電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社又は発行者はその責任を負わないものとします。

（約款の変更）

第9条　当社は、本約款を変更することができるものとします。

2　本約款を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がIruCa電子マネーを購入又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

（規定の準用）

第10条　ICカード乗車券取扱約款の第13条（ICカードの所有権）、第14条（デポジット）、第15条（IruCa乗車券の失効）、第16条（チャージ）、第18条（SF利用履歴の確認）、第27条（紛失再発行）、第28条（当社の免責事項）、第29条（障害再発行）、第30条（払いもどし）、その他ICカード乗車券の権利内容に係る基本的事項を定めた規定のうち旅客運送に関するものの規定は、IruCa電子マネーについて、準用するものとし、この場合「SF」を「IruCa電子マネー」に、「IruCa」「IruCa定期券」、「IruCa乗車券」を「ICカード等」と読み替えることとします。但し、第18条の準用にかかわらず、印字及び表示される利用履歴の内容に、取扱箇所（取扱加盟店）の印字及び表示は行いません。

（IruCa電子マネー用チャージ機でのチャージ）

第11条　ICカード等にIruCa電子マネー用チャージ機でチャージを行うことができます。ただし、1枚あたりのIruCa電子マネーの残額は20，000円を超えることはできません。

附則

この公告は、平成18年11月1日から施行します。

平成19年12月3日　改定

別表第1号（第4条第1項）

加盟店に対する表示